

[4] 授乳場所（特定施設整備基準 第1 15）

基本的な考え方

乳幼児連れの人は、日常生活においてさまざまな制約を受けます。特に授乳は、プライバシーの保護が必要であり、時間的な融通もききません。このため、乳幼児連れの人が利用する施設には授乳場所の設置が望まれます。また、乳児が食事をする場所ですから、できるだけ落ち着いた環境づくりに配慮することが大切です。

子育て世帯が出かけやすくなるよう、子育てを支援する設備を整える必要があります。ベビーカーでも利用しやすいよう、また、男性も利用できるよう配慮が必要です。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	授乳場所の設置	<p>●以下の施設には、授乳場所を設置する。</p> <p>①用途面積が2,000㎡を超える次の施設 病院・診療所等、公会堂・集会場、図書館・博物館等劇場・映画館等、公衆浴場、購買施設等、飲食店等、体育館等、展示場、官公庁舎等（保健所、市町保健センターその他これらに類する施設を除く。）</p> <p>②社会福祉施設等のうち母子福祉施設</p> <p>③官公庁舎等のうち保健所、市町保健センター</p> <p>④その他これらに類する施設 〈建15〉</p> <p>●特定旅客施設に該当する公共交通機関の施設には、授乳場所を設置する。 〈公13〉</p>	<p>.....→ 授乳室を設けた場合は、不特定多数の者が利用する利用居室となり、その室まで一以上を移動等円滑化経路としなければならない経路が発生する。 左記以外の施設にも、できる限り授乳場所を設ける。</p> <p>.....→ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第6号に規定する特定旅客施設</p> <p>V・[6]乗車券販売所・待合所などの付帯設備 P.V-20 参照</p>
	設備・備品等	<p>●授乳場所には授乳を行うベビーベッドおよびいす等を設ける。 〈建15〉</p>	<p>(図 I.2.4.1～図 I.2.4.5) ベビーチェアとベビーベッドは各々の目的が異なるため、両方設置することが必要。 広さにゆとりがあれば、トレーニングパンツ用（立った状態でおむつ替えが可能な高さが低い台）もあるとよい。（収納式着替台等） 洗面器または流し台、汚物入れ、自動販売機、給湯設備等もあるとよい。</p>

望ましい整備		解説	
授乳室	<p>○乳児連れでの利用が多い施設には、授乳室（9.9㎡以上）を設ける。</p> <p>○出入口は、ベビーカーの利用に配慮した幅員と戸の形式とし、スライドドアにするとともに、内部の様子がわかるようにする。</p> <p>○ベビーカーで授乳室内に入れるようにする。</p> <p>○母乳による授乳のためのスペースは、カーテンやついたて等によりプライバシーを確保することが必要である。</p> <p>○母乳による授乳、男女の哺乳瓶による両方に配慮した授乳スペースを設ける。</p> <p>○荷物置き場や調乳のための給湯設備、哺乳瓶の洗浄のための設備を設ける</p>	<p>.....➔</p> <p>.....➔</p> <p>.....➔</p> <p>.....➔</p> <p>.....➔</p>	<p>（図 I.2.4.4、図 I.2.4.5）</p> <p>I・1・[4]出入口・玄関 P.I-22 参照</p> <p>ベビーカーから乳幼児を抱き上げて移動するよりベビーカーごとの移動の方がスムーズ。</p> <p>授乳に必要なものをベビーカーに収納しており、近くにおいておきたい。</p> <p>荷物（購入した物品等）の盗難防止。</p> <p>スペースに余裕があれば個室が良い。ただし、利用者が多く待ちが出る場合などは個室だけでなく共用の授乳スペースを設けることも有効である。</p> <p>共用スペースにイスを設置することで、人工乳を与える際に男性でも利用が可能となる。</p> <p>哺乳瓶を置く台があると便利。</p>
ベビーベッド	<p>○ベビーベッドは利用ニーズに合わせた台数を設置する。</p> <p>○ベビーベッドは転落防止措置が講じられたものとする。</p>		
イス	<p>○授乳用のイスは長いすやひじ掛け・背もたれのつきたいすとする。</p>	<p>.....➔</p>	<p>ひじ掛けがあると授乳が楽になる場合がある。背もたれがある方が授乳の体勢が安定する。</p> <p>長いすであれば上の子どもが腰掛けることが可能。</p> <p>離乳食を食べさせたりするための子ども用イスがあるとよい。</p>

望ましい整備		解説	
汚物入れ	○おむつゴミは臭わないように工夫する。		
自動販売機等	○おむつや離乳食の自動販売機を設置する。→	おむつや離乳食の自動販売機があると不足した場合に少量のロットで購入できるので便利。
	○ジュースなどの自動販売機や冷水器などを設置する。→	ミルクを飲まない上の子や授乳中で水分を多く必要とする母親にとって有効。
案内標示	○授乳室の出入口には、利用者にわかりやすく部屋の用途や設備の内容等を示す案内標示をする。 ○男性の哺乳瓶による授乳やおむつ替えにも配慮し、男女の入室可否を標示する。→	(図 I.2.4.6) I・4・[2]案内標示 P.I-146 参照

解説図一覧	
図 I.2.4.1 ベビーベッド	P.I-108
図 I.2.4.2 ベビーチェア	P.I-108
図 I.2.4.3 収納式着替台	P.I-108
図 I.2.4.4 授乳室の例	P.I-109
図 I.2.4.5 授乳室の設備、備品等の例	P.I-110
図 I.2.4.6 案内標示例	P.I-111

チェック項目（条例の基準）				
特定施設整備項目表 （建築物） 15 授乳場所（病院・診療所等、公会堂・集会場等の施設で2,000㎡を超えるものまたは母子福祉施設等）	授乳場所の設置	有	無	
	設備の内容：ベビーベッド、いす、その他（ ）			

関連する章
I・1・[4] 出入口・玄関 (P.I-22)
I・4・[2] 案内標示 (P.I-146)
V・[6] 乗車券販売所・待合所などの付帯設備 (P.V-20)

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

●授乳場所には授乳を行うベビーベッドを設ける。

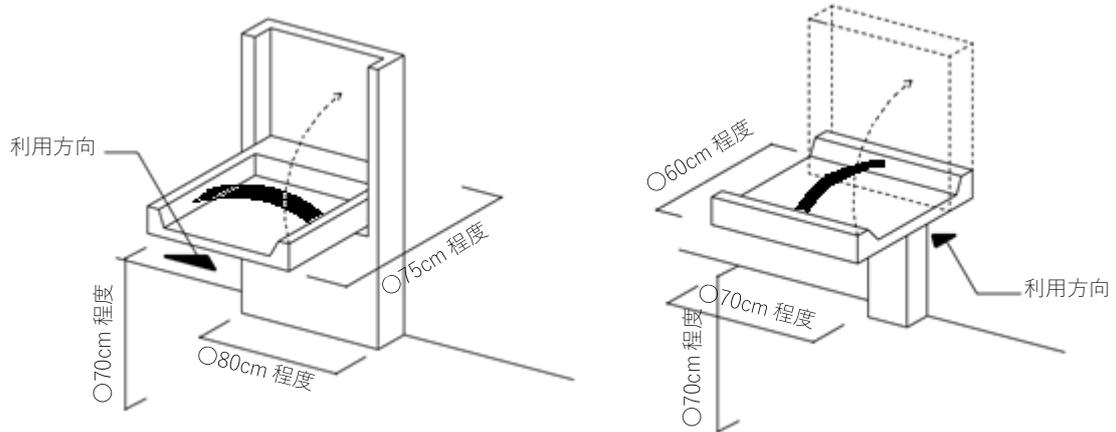


図 I.2.4.1 ベビーベッド

○授乳場所には各々の目的が異なるためベビーベッドに併設してベビーチェアを設ける。

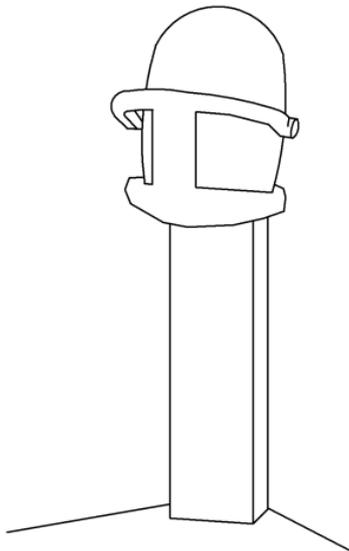


図 I.2.4.2 ベビーチェア

○授乳場所にはトレーニングパンツ用に収納式着替え台も併設するとよい。(立った状態でおむつ替えが可能)

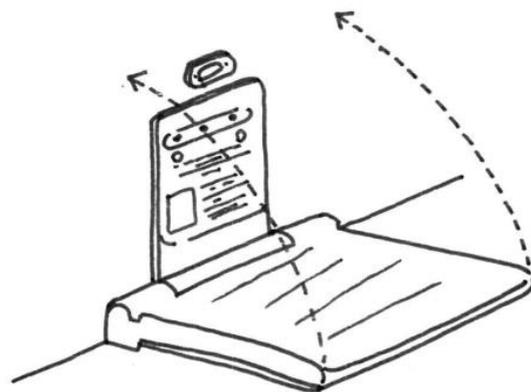


図 I.2.4.3 収納式着替え台

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

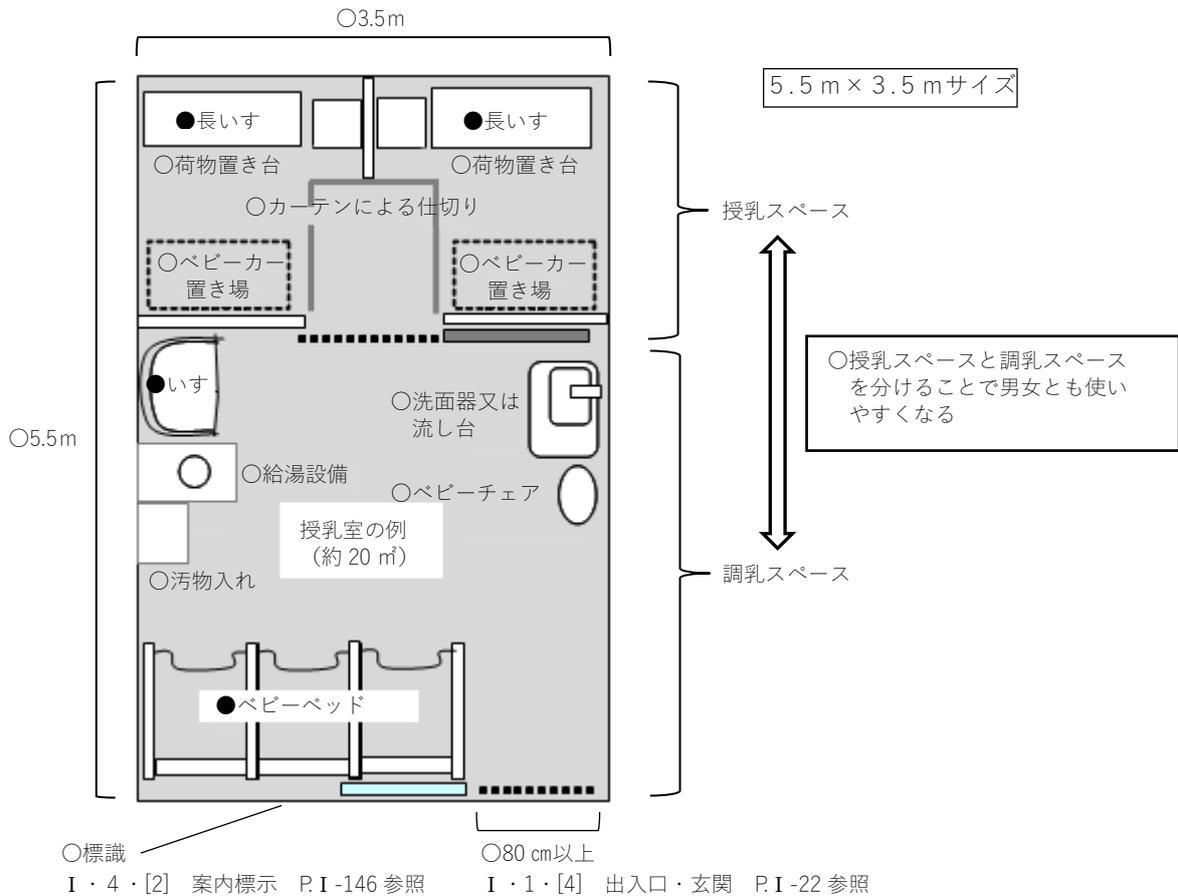
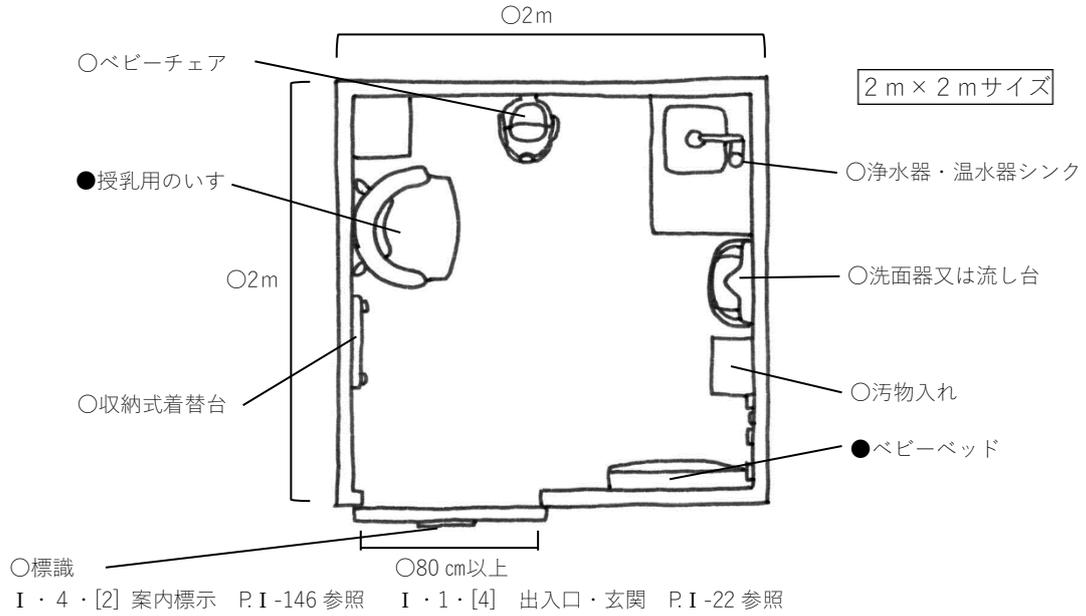


図 I.2.4.4 授乳室の例

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備



●ベビーベッドと○ベビーチェア



●ベビーベッドと○収納式着替台



●ベビーベッド



●いすと○荷物置き台



○計測台



○自動販売機



○調乳スペース



○調乳スペースと授乳スペース

図 I .2.4.5 授乳室の設備、備品等の例

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備



○授乳室入口の標示



○授乳室への経路の標示



○授乳室入口の標示



○授乳スペース入口の標示

図 I.2.4.6 案内標示例

[5] 観覧席・客席（特定施設整備基準 第1 16）

基本的な考え方

さまざまな余暇活動のなかでも、観劇や音楽鑑賞、スポーツ観戦などはだれもが手軽にたのしむことができるものです。しかし、客席などが固定されていると車いすなどでの利用ができません。

介助者のことも配慮した車いす使用者席の設置が必要です。

また、視覚障害者への配慮や見るだけでなく参加できることも重要です。

●：政令・条例の基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	車いす使用者席	<p>●公会堂・集会場、劇場、映画館等および体育館等のうち、固定式の観覧席・客席部にあっては、車いす使用者席を次に定める数以上設ける。</p> <p>①席の数が500以下のものにあつては、2。</p> <p>②席の数が500を超えるものにあつては、席の数に5/1000を乗じた数。</p> <p>●車いす使用者席の有効寸法は1人につき間口85cm以上、奥行き110cm以上とする。</p> <p>〈建16の(1)〉</p>	<p>例：席数が700席の場合は3.5となり、4席以上設ける。</p> <p>(図I.2.5.1)</p>
	出入口からの通路	<p>●観覧席・客席部の出入口（整備基準〈建9〉の構造）から車いす使用者席に至るいずれかの通路は次に定める構造とする。</p> <p>①幅は120cm以上とする。</p> <p>②高低差がある場合は表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げた傾斜路を設けること。</p> <p>③傾斜路の幅は120cm(階段または段に併設するものは90cm)以上とする。</p> <p>④傾斜路のこう配は1/12(高さが16cm以下は1/8)を超えないこと。</p> <p>⑤高さが75cmを超える傾斜路には高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける。</p> <p>〈建16の(2)〉</p>	<p>I・1・[4] 出入口・玄関 P.I-22 参照</p> <p>I・1・[6] 傾斜路 P.I-37 参照</p> <p>I・1・[1] 利用円滑化経路 P.I-4 参照</p>
望ましい整備		解説	
車いす使用者席の形状・寸法	<p>○有効寸法は車いす使用者席1人につき間口90cm以上、奥行き120cm以上とする。</p> <p>○可動式の介助者用座席を設ける。</p>	<p>(図I.2.5.1)</p> <p>劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版</p>	
車いす使用者席の位置	<p>○車いす使用者席は、緊急時に避難しやすいようできる限り出入口に近いところに配置する。</p> <p>○客席総数200超の場合には、2ヶ所以上に分散して配置する。</p> <p>○同時に多数の利用が想定される場合は、基準以上の席数を確保する。</p> <p>○車いす使用者の同伴者席は、車いす使用者席に隣接して設ける。構造等により設けられない場合には、できるだけ近い位置に設ける。</p>	<p>(図I.2.5.3)</p> <p>座席を両端に限定するものではありません、見やすさも考慮して配置してください。</p>	

望ましい整備		解説
サイトライン	○前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保する。 ○車いす使用者客席・観覧席の前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに配慮する。	(図 I.2.5.2) 前の客席の着座、立見でのケースでサイトラインを考慮する
通路の段	○通路に段を設ける場合にあつては、高齢者や視覚障害者等が段を認知しやすいよう段鼻と踏面や蹴上を認識しやすい明度差とし、また適度な床面照度と視認性を確保する。 ○通路に設ける段は、同一の蹴上・踏面寸法による構成とし、十分な寸法の踊り場を確保する。	
跳ね上げ式の肘掛	○通路際の肘掛は、高齢者・障害者等が移動しやすいよう跳ね上げ式とする。	(図 I.2.5.1)
通路の手すり	○壁際の通路等には、高齢者・障害者等が移動しやすいように手すりを設ける。	
舞台への通路	○車いす使用者席から舞台に至る経路は、幅 120cm 以上とし、高低差がある場合は「1. 移動に関する事項 (6) 傾斜路 (P.I-37)」の項による構造の傾斜路または段差解消用昇降機を設ける。	(図 I.2.5.3)
楽屋・控室	○通用口や劇場内の通路等から楽屋・控室、舞台等に至る通路は、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮したもとする。 ○楽屋、控室 (便所、更衣室、シャワー室を含む) は、高齢者、障害者等 (車いす使用者を含む) の円滑な移動等に配慮したもとする。	I・1・[5]廊下等 P.I-31 参照
情報提供	○難聴者等の観劇・観覧等を配慮し、客席・観覧席には聴覚障害者用集団補聴装置 (ヒアリンググループ、FM 補聴装置、赤外線補聴システム) 等を設ける。 ○聴覚障害者の観劇・観覧等に配慮し、舞台等には字幕、パソコン要約筆記等の文字情報の映像表示装置や手話通訳者のスペースを確保することが望ましい。	
案内標示	○客席・観覧席の通路に設ける避難経路や便所位置を示す案内標示は大きめの文字を用い、漢字以外に平仮名や記号等を併記するなど、高齢者や障害者等にわかりやすいデザインとし、取付位置、図の向き、照明等に配慮したもとする。 ○固定位置に設けた車いす使用者客席・観覧席の床面又は手すり等には、車いす使用者客席であることを、座席番号とともに表示することが望ましい。	
幼児連れの人等への配慮	○幼児連れの利用客、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用客に配慮し、気がねなく観覧できる区画された観覧室を設けることが望ましい。	
緊急時の対応	○非常時の情報を表示するディスプレイ、音声装置所、回転灯等を設けることが望ましい。	

解説図一覧	
図 I.2.5.1 車いす使用者席の構造と必要寸法	P.I-115
図 I.2.5.2 サイトラインと車いす使用者席の構造	P.I-115
図 I.2.5.3 車いす使用者席と通路の配置	P.I-116

チェック項目（条例の基準）								
16 観覧席・客席 (公会堂・集会場、劇場・映画館等および体育館等)	施設 の 状 況	(1)固定式の観覧席・客席の設置（無の場合は、以下は記入不要）				有	無	
		固定式の観覧席・客席の総数			席			
		車いす使用者席の数は、500以下の場合は2、500を超える場合は総数に5/1,000を乗じた数以上			席			
	観覧席・客席の大きさは、間口85cm以上および奥行110cm以上			間口	×	奥行		
				cm		cm		
	(2)観覧席・客席部の出入口から車いす使用者席までの通路の構造（1以上）	通路の幅は、120cm以上			cm			
		観覧席・客席部の通路の高低差（無の場合は、以下は記入不要）				有	無	
		傾斜路の有無（無の場合は、以下は記入不要）				有	無	
		傾斜路 の 構 造	表面は、滑りにくい材料の仕上げ				有	無
			幅は、120cm以上(段に併設する場合は、90cm以上)			cm		
こう配は、1/12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下)			1 /					
高さが75cmを超える傾斜路の有無（無の場合は、以下は記入不要）				有	無			
傾斜路の高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置								

関連する章	
I・1・[1]利用円滑化経路（P.I-4）	
I・1・[4]出入口・玄関（P.I-22）	
I・1・[5]廊下等（P.I-31）	
I・1・[6]傾斜路（P.I-37）	

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

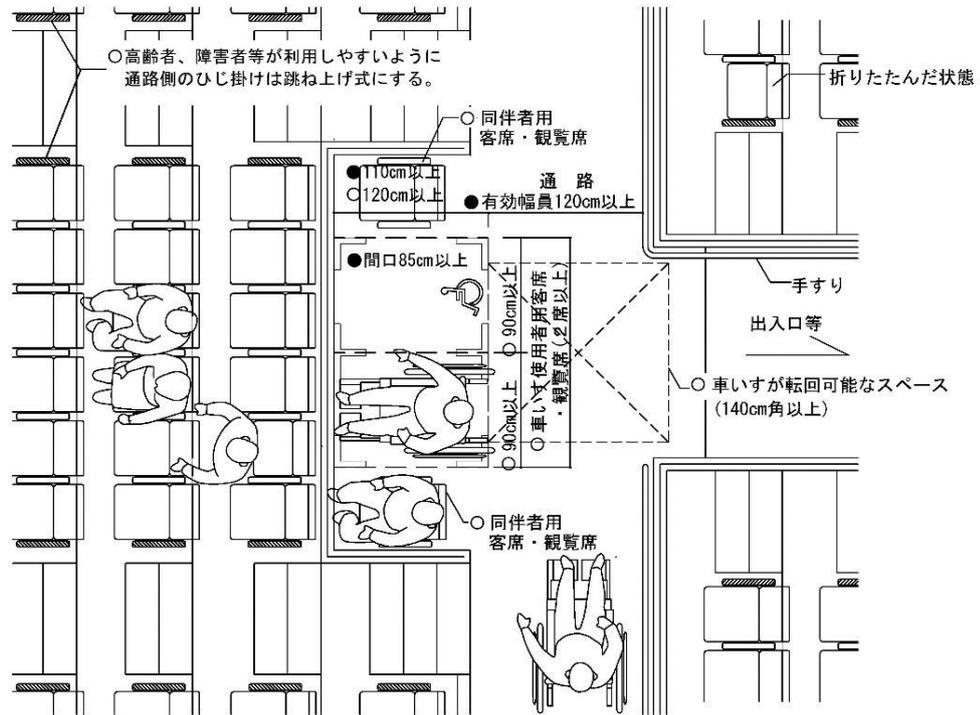


図 I.2.5.1 車いす使用者席の構造と必要寸法

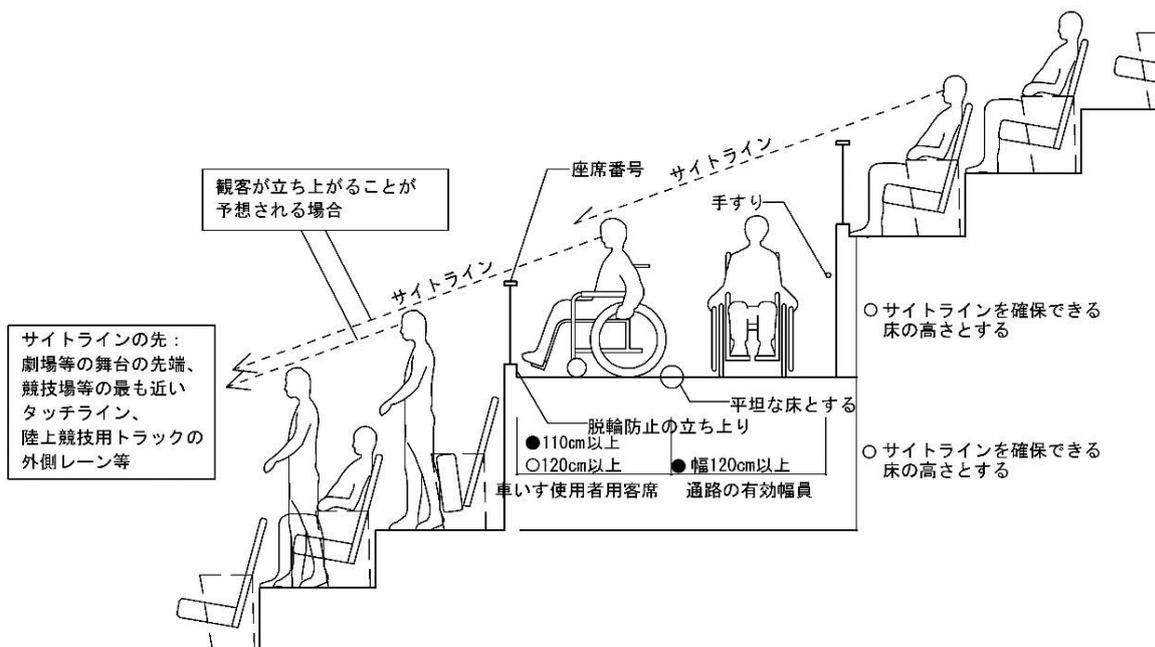


図 I.2.5.2 サイトラインと車いす使用者席の構造

[6] 客室（特定施設整備基準 第1 19）

基本的な考え方

旅行やその他さまざまな場面で、宿泊する機会は誰にでもあります。宿泊施設の中でも客室の整備は、多様な方法の検討が必要になります。車いすで利用できることに加えて、視聴覚障害者などが情報を容易に収集できることも重要です。特に、就寝するということを考慮して、安全性や非常時などの対策には十分な配慮が必要になります。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説	
旅館、ホテル等の新築、新設、増築、改築、移転、用途変更、大規模の修繕または大規模の模様替えで1,000㎡を超える場合は特定施設に該当し下記の基準が適用される			
高齢者、障害者等が利用できる客室の設置	●1以上の客室は、高齢者、障害者等が利用できる客室とする。 〈建19〉	(図 I.2.6.1) (図 I.2.6.2)	
整備基準 高齢者、障害者等が利用できる客室	客室の出入口	●客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。 ●戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 〈建19の(1)〉	I・1・[4] 出入口・玄関 P.I-22 参照
	客室の床面積	●室内は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような十分な床面積が確保されたものとする。 〈建19の(2)〉	
	便所	●高齢者、障害者等が利用できる床面積が確保され、かつ腰掛便座、手すり等が適切に配置された構造の便所を設けられたものとする。 ただし、客室の外部に多数の者の利用に供する2-[1]便所・洗面所<仕様1>に定める構造の便所を設ける場合は、この限りでない。 〈建19の(3)〉	I・2・[1] 便所・洗面所 P.I-63 参照
	浴室等	●高齢者、障害者等が利用できる浴槽、腰掛台、手すり等が適切に配置された構造の浴室が設けられたものとする。ただし、客室の外部に多数の者の利用に供する2-[3]浴室等に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。 〈建19の(4)〉	I・2・[3] 浴室等 P.I-98 参照
バリアフリー法	ホテル又は旅館の新築、増築、改築、用途変更で2,000㎡以上となる場合は特別特定建築物に該当し下記の基準が適用される 〈高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下 令 と略す）第九条〉		
	車いす使用者用客室の設置	●客室総数が50以上の場合は、客室総数の1/100を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを節り上げて得た数）以上の車いす使用者用客室を設ける。 〈令第15条〉	

必ず整備すべき基準			解説	
バリアフリー法	車いす使用者用客室	客室の出入口	<ul style="list-style-type: none"> ●客室出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。 ●戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 〈令第 18 条第 2 項第 2 号〉→ I・1・[4] 出入口・玄関 P.I-22 参照
		便所	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者用便房が設けられたものとする。ただし、当該客室のある階に代替となる同様の便房が設けられている場合を除く。 ●便房出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。 ●戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 〈令第 15 条第 2 項第 1 号〉→ I・2・[1] 便所・洗面所 P.I-63 参照
		浴室又はシャワー室	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者用の浴室又はシャワー室が設けられたものとする。ただし、当該客室のある施設に代替となる同様の浴室又はシャワー室が設けられている場合を除く。 ●出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。 ●戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 〈令第 15 条第 2 項第 2 号〉 <ul style="list-style-type: none"> ●浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。 ●車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する 〈国土交通省告示第 1495 号〉→ I・2・[3] 浴室等 P.I-98 参照
望ましい整備			解説	
	車いす使用者用客室の位置	○車いす使用者用客室は、移動の困難さを考慮してできるだけエレベーターに近接した位置とする。		
	利用者の多様性への配慮	○高齢者、障害者等が円滑に利用できる客室を設ける場合は、左利きと右利きの使い勝手を始めとした利用者の多様性に応じた客室のレイアウトや設備の配置に配慮する。		
	一般客室の便所	○一般客室においても、高齢者や障害者等が利用できるよう床面積が確保され、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便所を設ける。		
	一般客室の浴室	○一般客室においても高齢者、障害者等が利用できる浴槽、腰掛台、手すり等が適切に配置された浴室を設ける。		
	室内の利用円滑化	○車いすが円滑に回転できる空間（直径 150cm 以上のスペース）を 1 以上設ける。 ○ベッド廻り、各出入口には車いすが転回できるスペースを確保する。 ○室内には車いす使用者が使用する際、支障となる段差を設けない。 ○床面は滑りにくい仕上げとし、転倒した時に衝撃の少ない材料を用いる。		

望ましい整備		解説
	○毛足の長い絨毯などは車いす使用者や歩行困難者が移動しにくいので避ける。	
手すり	○便所、浴室および室内には手すりを適切に設置する。	
ベッド	○車いすからの移乗がしやすい高さ等とする。 ○下部にフットレストが入るスペースを確保する。 ○介護者を考慮し、ベッドを2台設ける。	(図 I.2.6.3) マットレス上面で 40~45 cm程度
照明	○客室・浴室等の照明は明るさが調節可能なものとする。 ○照明スイッチはベッド上からも点滅できる位置にも設ける。 ○高齢者や視覚障害者等に考慮し、リモコンや音声等で操作できるものとする。 ○直接光又は反射光によってまぶしくならないように、工夫して設置する。	視覚障害者が必要な照度が確保できるようにする。
その他の設備	○インターホン(室内機)、コンセント、スイッチ、ボタン等は車いすでの使用に適する高さ及び位置とする。	(図 I.2.6.4)
出入口及び鍵	○客室出入口の幅は、80cm 以上とする。 ○客室の鍵は視覚障害者が円滑に利用することができるように、解錠・施錠が音等でわかるなど、操作しやすいものとする。 ○カード式ロックは、障害によっては時間内に動作を終了させることが困難なため、キーロックが外れる時間を延長する機能を備えるものとする。 ○錠(電気錠を含む)は、施錠の操作がしやすいものとし、操作がしやすい高さに設けるとともに、緊急の場合には廊下側からも解錠できるものとする。 ○非接触型カード錠のカードリーダーは、床から 100cm~120cm 程度の高さに設ける。	(図 I.2.6.5)
室名表示等	○戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、室名(部屋番号等)を表示する。 ○室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は大きめの文字を用いる、漢字はひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすい表現とする。 ○色覚障害者に配慮し、数字と背景の色の組み合わせを工夫する。	(図 I.2.6.6) 室名表示は文字の浮き彫りとし、点字を併記する等、視覚障害者等の利用に配慮する。
備品	○収納棚は、車いすでの仕様に配慮する。 ○次の電話機への交換対応。 ・聴覚障害者用点滅灯、音量増幅装置付電話機 ・上肢巧緻障害者用電話機 ・ファクシミリ(聴覚障害者用)付電話機 ○緊急通報ボタンあるいは非常用を兼ねた浴室内電話機を設置する。 ○火災・災害時等の緊急時に聴覚障害者のための視覚により伝達する警報装置や、体感式振動ベッド等を設ける。 ○聴覚障害者のため、フラッシュ式呼び出しを設置する。	(図 I.2.6.7) 上下スライドするハンガーパイプや戸棚も有効。 (図 I.2.6.8)

望ましい整備		解説
補助犬に対する対応	○補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）用備品（犬用セット、リードつなぎ、水とえさ用ボウル等）の貸出しに対応する。 ○屋外に補助犬用の排泄場所を確保する。	
バリアフリー情報の公表	○施設のバリアフリーの情報をホームページ等で提供する。車いす利用者用客室の有無やその仕様（段差・寸法等）、備品等の貸し出しの有無等、バリアフリー化や配慮できているものだけでなく、できていないものも情報提供を行う。	

解説図一覧	
図 I.2.6.1 車いす利用者用客室（ツインルーム）の例	P. I -121
図 I.2.6.2 車いす利用者用客室（シングルルーム）の例	P. I -121
図 I.2.6.3 ベッドの高さ（車いす利用者用客室）	P. I -122
図 I.2.6.4 コンセント、スイッチの高さ（車いす利用者用客室）	P. I -122
図 I.2.6.5 客室ドアの例	P. I -122
図 I.2.6.6 浮き出しの室名表示	P. I -122
図 I.2.6.7 収納等の高さ（車いす利用者用客室）	P. I -123
図 I.2.6.8 聴覚障害者に配慮した設備	P. I -123

チェック項目（条例の基準）						
特定施設整備項目表（建築物） 19客室（旅館等）	の構造（1以上） 高齢者、障害者等が利用できる客室	(1)出入口の構造	幅は、80cm以上		cm	
			戸を設ける場合の構造	戸は、自動その他の容易に開閉して通過できるもの	有	無
				戸の前後の高低差	有	無
		(2)室内は、車いす利用者が円滑に利用できる十分な床面積を確保		有	無	
		(3)車いす利用者が利用できる便房	客室内に設置	有	無	
			客室の外部に設置	有	無	
		(4)車いす利用者が利用できる浴室	客室内に設置	有	無	
			客室の外部に設置	有	無	

関連する章
I・1・[4] 出入口・玄関 (P. I -22)
I・2・[1] 便所・洗面所 (P. I -63)
I・2・[3] 浴室等 (P. I -98)

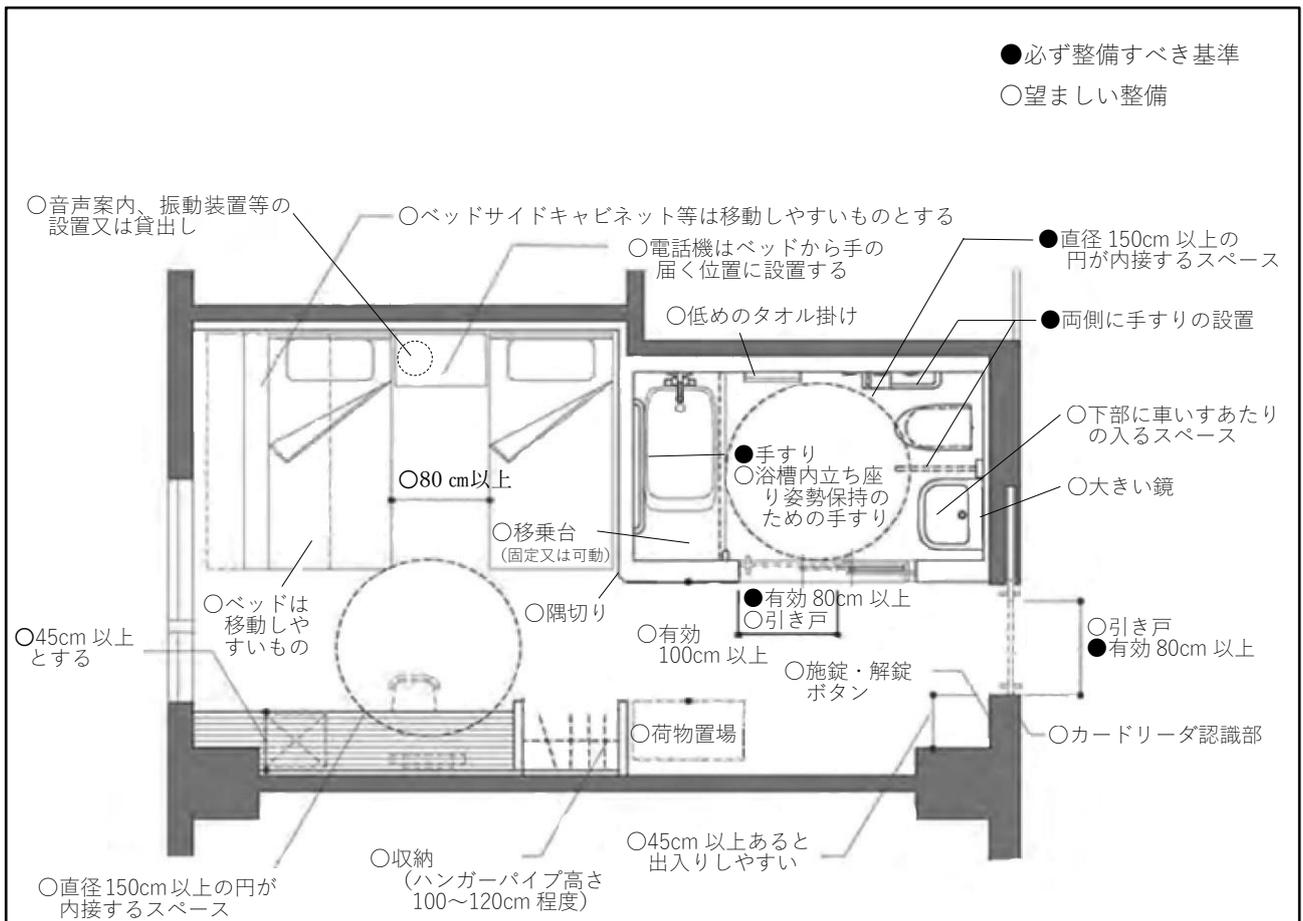


図 I.2.6.1 車いす使用者用客室 (ツインルーム) の例

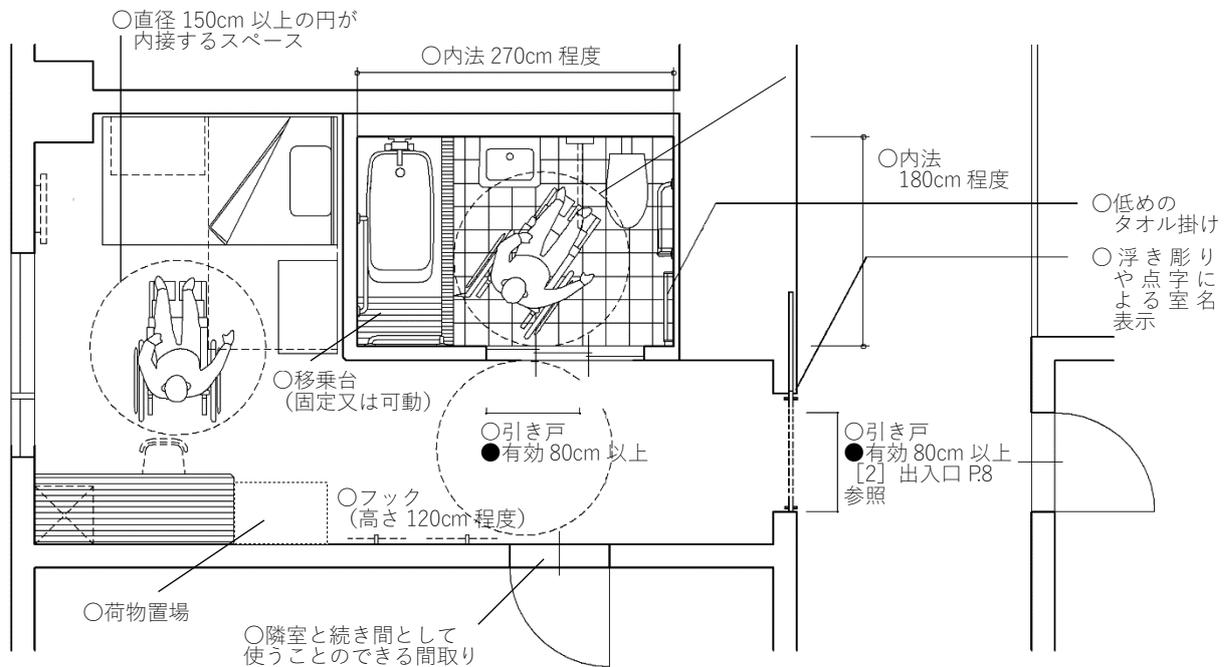


図 I.2.6.2 車いす使用者用客室 (シングルルーム) の例

- 必ず整備すべき基準
- 望ましい整備

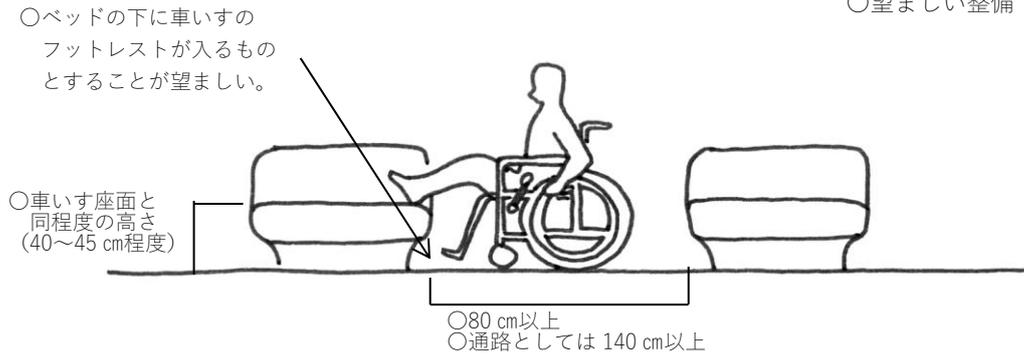


図 I.2.6.3 ベッドの高さ（車いす使用者用客室）

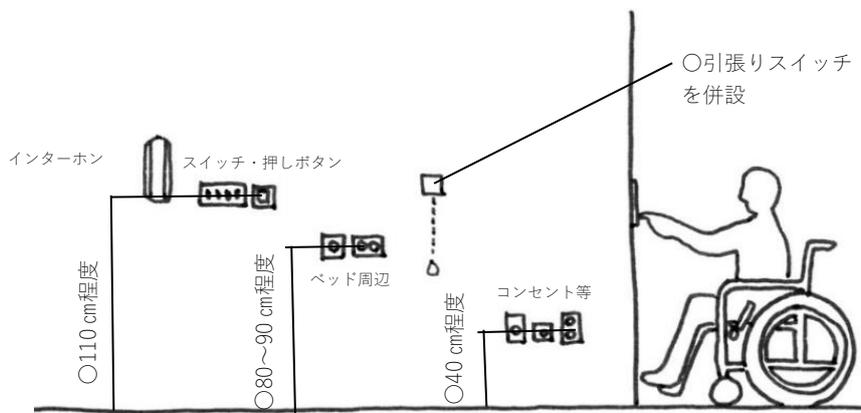


図 I.2.6.4 コンセント、スイッチの高さ

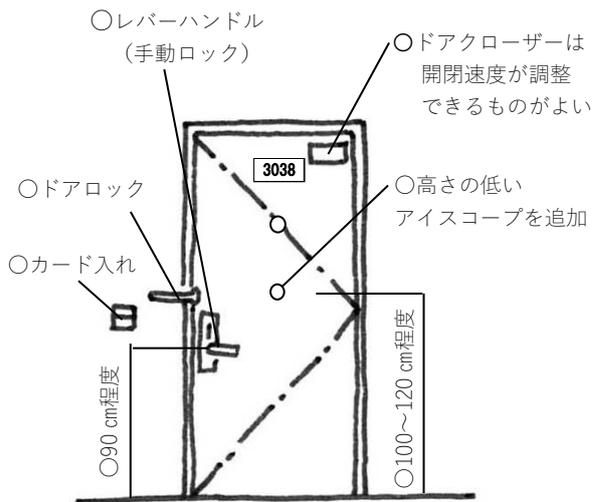


図 I.2.6.5 客室ドアの例



- 視覚障害者が確認出来るように、室名表示が浮き出したものを設置する。
- 色覚障害者に配慮し、数字と背景の色の組み合わせを工夫する。

図 I.2.6.6 浮き出しの室名表示

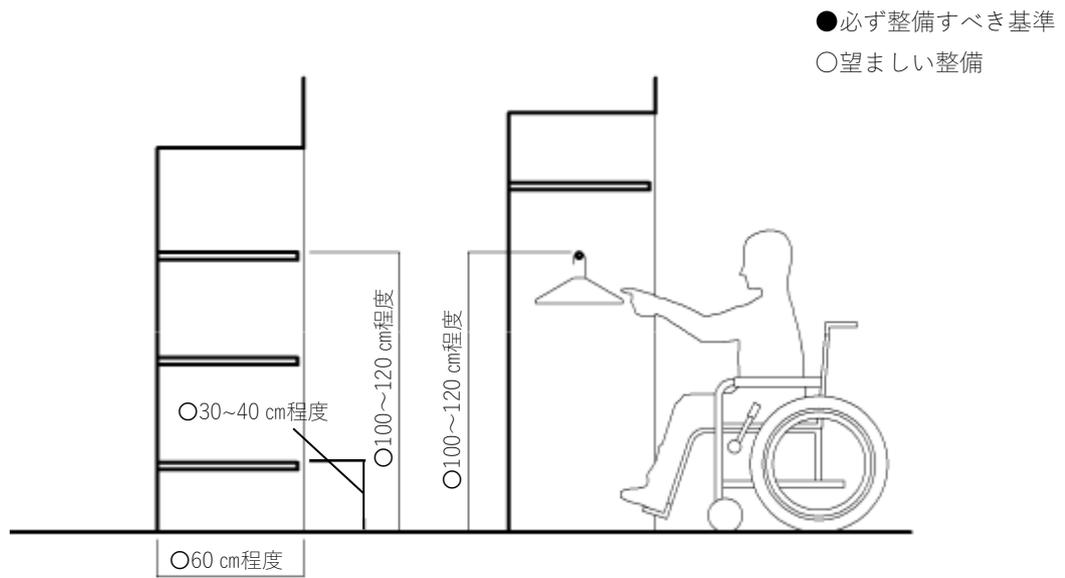


図 I.2.6.7 収納等の高さ（車いす使用者用客室）

非常警報装置（ハード面）

- ・フラッシュライト等の火災警報装置（光警報装置）の設置といった「ハード面（施設整備）」のほか、点滅や振動によって伝える室内信号装置（ドアノック音等を受信する装置）の貸し出し等、聴覚障害者等への非常時の情報伝達に配慮する。ソフト面の工夫とあわせて計画することが重要である。

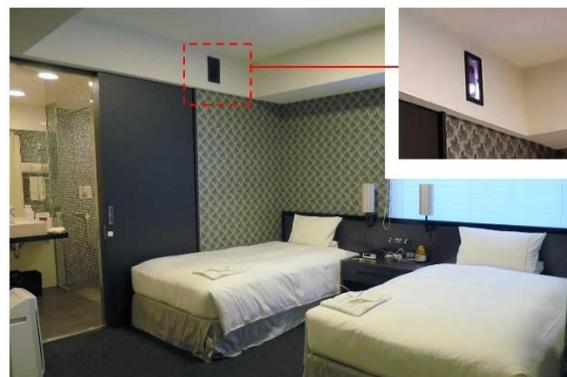
<設計例>



- ・壁に設置された聴覚障害者への情報伝達のためのフラッシュライト（上部）



- ・天井に設置された聴覚障害者への情報伝達のためのフラッシュライト



- ・インターホンが押されると、光るフラッシュライト

図 I.2.6.8 聴覚障害者に配慮した設備